

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第 4 回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成 23 年 9 月 22 日（木）15：35～16：55

2 場 所 経済産業省別館第 1020 号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行  
 【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 社会保障基金の生産活動主体分類
- (2) 公的部門の格付けの見直し
- (3) 固定資本減耗の評価に関する取扱い

5 議事概要

(1) 社会保障基金の生産活動主体分類

平成 23 年表における「社会保障基金」の生産活動主体分類に係る検討結果について、事務局から、資料 1－1 により説明した。

本件については、国民経済計算と同様、①政府による賦課・支配、②社会の全体乃至特定の部分をカバー、③強制加入・負担の 3 つ基準全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とし、「政府サービス生産者」に格付けるとともに、これらに該当する事業及び共済組合等については、「社会保険事業（国公立）★★」と「社会保険事業（非営利）★」とを統合して新たに設ける「社会保険事業★★」として、準公務に格付けることとなった。

また、平成 23 年表における「公務」及び「準公務」の定義の整理に係る検討結果について、事務局から資料 1－2 により説明した。

本件については、準公務の定義を、現時点では、資料 1－2 の 4 のとおり整理することとし、今後の格付け作業を進めていく上で、不都合が生じれば再度検討するとともに、公的部門の格付けを終えた段階で、この定義で足りているか最終的な確認を行うこととなった。

（注：本件については、前回（8 月 25 日）の本 WG で事務局から示した整理案について、意見提出期限の 9 月 5 日までに特段の異議がなかったことから、事実上了承されていたものであるが、今回の WG において、その検討結果を改めて説明したものである。）

## (2) 公的部門の格付けの見直し

前回（8月25日）の本WGにおいて照会した

①格付け作業を行うに当たり生じた主な疑問や支障等について、前回事務局から資料2により提示したもの以外で、府省共通的な事項と考えられるもの

②他府省庁が行った格付け案についての意見

について、内閣府及び経済産業省から資料2別紙1-1及び別紙1-2により説明がなされた。

これらの意見については、前回WG資料2で示した各府省からの意見を含めて、9月2日に送付した「公的部門の格付け基準判定に当たっての考え方（暫定版）」に盛り込むこと等、その方向性について次回WGで検討することとなった。

本件についての主な意見は、次のとおり。

- 「任命権」や「選任権」の意味については、国民経済計算部会等で議論されたかもしれないので、その際にどのような議論があったのか確認したい。
- 格付けの単位を国民経済計算に合せる場合、例えばいくつかの特別会計が有する管理勘定の扱いをどうするかが問題となる。

## (3) 固定資本減耗（I Oでは「資本減耗引当」）の評価に関する取扱い

固定資本減耗の評価について時価評価を導入することについて、現時点までの整理と方向性を、事務局から、資料3により説明した。

まず、固定資本減耗に関する時価評価の導入自体については、従前のWGでも異議が出されていないとの認識を確認した。

その上で、①実際に推計を行うに当たって各省庁に求められる作業、②希有な大災害等に伴う資本偶発損の扱いの2点について、専ら議論になっていることを確認した。そして①については、現在、内閣府で考えられている2つの案を紹介し、不確定要素が少なく、各省庁の負担が少ない第2案が軸になると考えられることを説明するとともに、②については、I Oにおいても、国民経済計算と同様、希有な災害の偶発損は計上されていないことが、内閣府で確認されたことについて報告の上、今後も希有な災害の偶発損は計上しない扱いとすることについて提案した。

さらに、固定資本減耗に係る本WGのミッションは、時価評価の導入の是非そのものであったことから、時価評価の導入に異議がないことが確認できたことで、本WGでの検討はひとまず終了し、推計手順及び資本偶発損の取扱いに関する今後の議論は、幹事会の場も含めて、随時行うことを提案した。以上について、意見がある場合は、9月27日（火）午前中までに事務局へ連絡することとなった。

なお、本件についての主な意見は、次のとおり。

- 推計段階で使用するSNAの平成23年固定資本マトリックスは平成17年基準のものになると思うが、速報後に作成される平成23年産業連関表の付帯表としての固定資本マトリックスとの間にズレが生じた場合、例えば、速報後に平成23年表の固定資本マトリックスで資本減耗引当を再計算するなど、何らかの対応をすることは考えているのか。

→ 平成17年表を基にして作成した固定資本マトリックスと平成23年表付帯表としての固定

資本マトリックスではズレが生じる可能性はあるが、どの程度の差になるのか現時点では不明であり、大きなズレが生じた場合にどのような対応を行うかについては、現時点では、具体的な策は持ち合わせていない。

- 資本偶発損について、そもそも稀有な災害を考慮しないのはなぜか。
  - 93SNAのマニュアルに基づいている。93SNAにおいて、なぜこのように勧告しているのかについては確認する。

以上

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第5回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成 23 年 10 月 20 日（木） 15：32～17：13

2 場 所 経済産業省別館第 1020 号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【事務局】総務省（政策統括官室）

（注）議題(2)については、内閣府、経済産業省、厚生労働省、事務局の4府省で検討。

4 議 題

- (1) 公的部門の格付けの見直し
- (2) 自社開発ソフトウェアの資本形成への計上

5 議事概要

(1) 公的部門の格付けの見直し

公的部門の格付け作業の進捗状況について、事務局から、資料 1－1 及び 1－2 により説明した。

9 月 27 日（火）までに各府省庁から提出された格付作業表（資料 1－2）の修正版について事務局において精査し、格付け対象事業・法人等を最新の情報に更新するなどの整理を行うとともに、事務局からの疑問点や今後検討を要する事項を、備考欄等において「●」で表示したことが説明された。各府省庁は、所管の事業等・法人に係る疑問点及び検討事項について確認・検討を行い、その結果を 11 月 8 日（火）までに事務局に報告することとなった。

また、9 月 2 日（金）に事務局が示した「公的部門の格付け基準判定に当たっての考え方（暫定版）」[別添 1]（以下、「暫定版」という。）への意見について、経済産業省から [別添 2] により説明した。当該意見及び暫定版に対してさらなる意見がある場合には、11 月 8 日（火）までに事務局に連絡することとなった。

本件についての主な意見は、次のとおり。

- 格付け対象となる事業等・法人は、事務局が整理した修正版で確定ということか。  
→ 確定ではない。本日お願いした作業の過程で追加や削除があり得る。
- 提出した意見の 3 番目については、「政府が議決権の過半数を保有」＝「政府が株式の過半数を保有」と厳密に定義することにより、NTTが、17年と同様、民間事業所としての格付けになるので、問題提起させていただいたところ。

(注) JSNAにおいて、NTT（持株会社）が、17年基準において、公的企業に格付予定なのは、「政府が議決権の過半数を保有」と判断しているからではなく、「政府が統治機関の過半数の任命権を有している」と判断しているため。

## (2) 自社開発ソフトウェアの資本形成への計上

自社開発ソフトウェア（以下「インハウス」という。）の金額について個別に計算し、それを資本形成に計上することについて、資料2-1により内閣府からJSNAでの取扱いについて、また、資料2-2によりソフトウェア業の推計担当省である経済産業省からインハウスの23年表での取扱い案について説明がなされた。

経済産業省からは、大要、以下のような案が示された。

インハウスを産業連関表で個別に推計し、表章することについては、各列部門への影響が大きく、かつ推計精度にも問題がある。

しかしながら、17年基準改定の国民経済計算において、インハウスへの対応がなされることから、それとの整合を図る必要もある。

そこで、参考表として「自社開発ソフトウェア」マトリックスを作成することで対応する。ただ、基本分類でマトリックスを作成することは推計上困難なこと（列部門によっては金額が立たない投入部門が発生する）から、統合中分類程度のものを作成する方向で検討をしたい。

本件についての、主な意見は次のとおり。

- 本件についての具体的な相談は、今後お願いしたいと思っているが、インハウスについては、SNAにおいて対応することとしており、ぜひIOでも取り込んで欲しいと思っているので、本日提案のあった「参考表は作成するが、基本表に取り込むのは難しい」との方針は、そのまま受けることができないので、持ち帰って検討させていただきたい。
  - 事務局としても、本件をどう収めていくかということについて、現時点で確たる考えがあるわけではないが、幹事会に対しては、取扱いの案は示されたが、合意が得られたものではなく、今後時間をかけて調整していく、ということを経済産業省に報告することとしたい。
- コスト積み上げで推計されたインハウスが全額総固定資本形成に計上されるということは、投入側も全額付加価値に計上されると認識していたので、営業余剰や固定資本減耗は変化するが、中間投入は変化しないのではないかと。
  - 本質的には、各アクティビティにおいて、インハウスに係る何らかの経費が含まれているはずである。つまり、現在の産業連関表の各列部門の数値には、インハウスに伴う金額も溶け込んでいると考えられる。したがって、今回、新たに、インハウスを部門として起こすこととした場合に、各列部門に溶け込んでいるインハウスの経費をすべてはがし、それを集約してインハウスの部門を立てることになる。
    - 産出額を推計する場合は、コスト積み上げで雇用者報酬と非労働コストを含めて推計するが、投入側に表れてくるのは、営業余剰と固定資本減耗だけではないのか。
    - 一般的に、ソフトウェア開発を行う場合は、人件費だけでなく、電気代等の間接経費も必ず含まれると考えられるので、これを投入に計上せず、行ベクトルのみを立てても、産業連関表のバランスが取れないので、他の部門から中間投入を

はがすという作業は必要である。

→ 人件費などの粗付加価値部門の経費だけで内生部門の経費が存在しないという活動は実態として考えにくい。仮に、「インハウスとは人件費などだけで、材料費等は一切かからない」としても、雇用者所得のCTは純増しないという制約はかかるので、各列部門の雇用者所得からインハウス分をはがすという作業は発生するのではないか。つまり、既存の分類からインハウスを独立させる以上、各列部門からのハガシ作業は避けられないと考える。

○ 生産額は費用の積み上げで求め、このうち、雇用者所得は就業者数を使って求めるということだが、そのためには、雇用表が作成されている必要がある。しかし、雇用表は、取引基本表がある程度確定した後に作成するものである。したがって、現在想定されている推計方法において、インハウスを推計する場合、速報の公表時点までの対応は困難ではないか。ただし、雇用表を作成してから、確報を公表するまでについてもスケジュールに余裕があるわけではない。

→ 全部門に影響が及ぶだけに、基本表に直接組み込むことは無理だろうし、付帯表として「自社開発マトリックス」を作ろうとしても、今回初めてのケースであり、精度検証も必要になることを考えると、今回、中分類程度で参考表として作り、産業連関表としても、一步を踏み出すという対応が適当ではないか。

○ JSNAとの整合を考えたときに、どれくらいの部門数が必要なのか。

→ その点も含めて、資料を更に精査し、意見を提出したい。

#### 《今回の結論》

経済産業省から示された対応案について、内閣府で検討し、質問・意見を事務局に提出することとなった。その上で、今後、再度WGで議論することとなった。

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第6回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成 23 年 11 月 15 日（火） 16：28～17：08

2 場 所 経済産業省別館第 1020 号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省、日本銀行  
【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- 間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）

5 議事概要

- 間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）

内閣府から資料 1－1 により、JSNA における FISIM への対応状況及び FISIM の推計方法等について、また、金融庁から資料 1－2 により、平成 23 年表における FISIM への対応方針について、それぞれ説明が行われた。

主な意見等は、次のとおり。

- 93SNA が FISIM を提唱しており、諸外国がほとんどそれにならっているという事実関係は分かる。しかし、その前提として、そもそも、帰属利子方式の問題点は何かということを明確にしておきたい。

→ JSNA では分配面で問題があった。帰属利子は全て産業が中間投入するものとして扱われ、その分金融機関の営業余剰をマイナス計上していたため、実態と合わなかったが、FISIM 方式では付加価値が計上できるようになったため、この問題が解消される。

→ 帰属利子方式を採用していることにより、平成 17 年産業連関表のバランス調整の際に大きな問題があった。金融サービスのうち、個人向けサービスは、本来「家計消費支出」部門に産出すべきところ、帰属利子は内生部門のみに産出することが 68SNA で定められている。このため、産業連関表では、個人向けサービス分は「分類不明」（列）部門に産出している。従前は、金融サービスは、企業・事業所相手が専らであったことから、この扱いで大きな問題はなかったが、近年、個人向けサービスのウエイトが大きくなり、「分類不明」（列）部門との交点に計上される額が非常に大きくなっている。「分類不明」部門は、「分類不明」（行）部門の積上げ値を国内生産額とし、「分類不明」（列）部門については、国内生産額と積上げ値との差額を「営業余剰」部門との交点に計上することで最終的なバランスをとるが、平成 17 年表では、「分類不明」（列）部門の積上げ値が「分類不明」部

門の国内生産額を上回り、「営業余剰」部門との交点に兆の単位でマイナスが計上されるという不均衡が生じた。この問題を是正するためには、産業連関表でも FISIM を導入する必要がある。

- 産出額の推計で当行の「貸出先別貸出金」のデータを使用するとあるが、このデータで細かな按分ができるのか。
  - 大枠の按分は可能であるが、詳細は過去の産業連関表の計数を使用することになる。
  - 産出額の推計のイメージとしては、JSNA で算定された生産額を用い、それを制度部門別の金額を用いて、内生部門と外生部門に大まかに分け、詳細な分配は、過去の産業連関表の比率を用いるという理解でよいか。
  - それでよい。
- 過去表の比率を使い続けることについては、将来的な課題があると認識してよいか。
  - 指摘のとおりだが、現時点は、そのような推計方法になると考えている。

#### 《今回の結論》

本件については、以下のような共通認識を得た。

- ① 帰属利子方式によって生じている問題点を解消し、取引実態に即した記録をするためには、FISIM 方式を導入することが適当である。
- ② 以下のような推計方法で対応することが可能であり、現時点においては、推計上の大きな問題はないと考えられる。
  - ・ 生産額と産出額の大枠は、SNA により推計されるデータで整合できる。
  - ・ 細かな分配は前回表の比率等を用いる。



**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第7回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成23年12月1日（木）16：10～17：20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 108会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、（文部科学省）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- 公的部門の格付けの見直し

5 議事概要

○ 公的部門の格付けの見直し

公的部門の格付け作業について、事務局から資料1-1及び1-2に基づき中間報告が行われた。その概要は以下のとおり。

① 「公的格付け基準判定に当たっての考え方（暫定版）」の修正案

「公的格付けの基準判定に当たっての考え方（暫定版）」（以下、「暫定版」と言う。）について、第5回WGにおいて経済産業省から提出された意見も踏まえて、内閣府から別添1のとおり意見が提出された。事務局から、経済産業省及び内閣府からの意見、さらに、その他の省庁からの格付け作業表の修正意見等を踏まえて、暫定版を別添2のとおり修正することが提案された。

② 公的部門の格付け対象範囲

事務局から、格付け作業対象となる事業・法人等の範囲について、平成17年表における範囲を基本としつつ、日本の国民経済計算（JSNA）との整合性及び平成17年以降の事業等の見直し及び法人の新設・改廃等を考慮し、別添3のとおり整理することが提案された。

③ 公的部門の格付け結果（中間報告④）

事務局から、第5回WGにおいて、各府省庁に対して検討を依頼した「●」の要検討事項及びその他の修正等を反映した各府省庁における作業結果、さらに、上記①の暫定版の修正案及び②の対象範囲の整理を踏まえて、現時点における公的部門の格付け作業表を資料1-2のとおり取りまとめたことが説明された。また、今回の取りまとめにおける主な変更点及び今後の検討事項について情報共有を行った。

④ 今後のスケジュール等

上記①から③の報告事項について、質問・意見等がある場合は、12月9日（金）までに事務

局へ連絡することとなった。

また、新基準の判定に当たって使用した財務データや根拠法令等については、事業等・法人毎に統一的な様式により記録・保存を行うこととし、これらに係る作業を、後日、事務局から依頼することが説明された。

主な意見等は、次のとおり。

- 別添1の内閣府からの意見では、金融比率について、計算例が挙げられているが、例えば、受取保険料が500で支払保険金が499のような場合には、金融売上高が1になって、金融比率は $1/11=9.1\%$ となり、50%を割り込んでしまうのではないかと。
  - 指摘のとおり、現在の計算方法の場合、そのようなケースも発生することから、必ずしもベストのものとは考えていないが、それほど極端なケースがないとの前提で計算式は作られていると考えている。このような極端なケースでは、過去数年間の傾向を見るなど、個別に検討する必要があると考えている。
- 今回示されている例だと、仮にマイナスでも、金額が大きければ金融比率が高いと判断される場合もあるようだが、そもそも、他の事業が黒字であるにもかかわらず、金融取引が大赤字の場合に、金融機関に格付け得るとするのは、どういう考え方によるものなのか。
  - マイナスであっても、その金額が大きければ、金融取引が大きいという考えに寄っているものと思われる。
    - 仮にそうなら、赤字でも黒字でも「絶対値」をとるというのも一つの考え方ではないか。受取保険料と支払保険料の差額を基本とするなら、それでもいいが、差額を絶対値として考えれば、金融比率の計算についても分母が0になることも、比率がマイナスになることもないのではないかと。
    - それも一つの考え方であると思うが、現時点では、SNAにおける定義に則した計算方法で判断しているところである。
- 当省の関係で対応に悩んでいるもののひとつに、社会保険診療報酬支払基金がある。当該基金は、社会保障基金（政府サービス生産者）に該当するが、事務局が提案した対象となる法人等の範囲の考え方に当てはめると、格付け対象外となる。格付け対象外の法人等は、基本的には民間産業に格付けするということになるが、同基金の業務内容から見て、民間産業とは考えにくい。格付け対象外の法人等で、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者に該当する可能性がある場合、どのように整理すべきか。
  - 格付けの対象外になるものは、民間産業に格付けするのが基本的なルールだと思われるので、公的部門として推計するのであれば、やはり別途格付け対象として掲載すべきであると考える。
- 公的格付けの基準について整理されているところであるが、特に市場性の判断について、それを機械的に当てはめただけでは、実態とかい離してしまうケースがあるように思う。国有林野については、採算という点では、市場性がないことになるが、同じ活動をしている民間事業者もあり、単純に「公務」に格付けることに違和感がある。一方、麦管理勘定については、黒字が出ていて、売上高比率としては市場性ありと判断されるものであるが、民間が全く参入できない仕組みになっており、これを産業（公的企業）に格付けることは実態に合っていない。

- 健康保険組合の宿泊事業も経年的に売上高比率が 50%を下回っており、格付け基準に沿って判断すると対家計民間非営利サービス生産者に格付けられる。しかし、事業の内容としては民間産業と変わるものではなく、日本標準産業分類でも「会社・団体の宿泊所」は「宿泊業」に含まれていることから、対家計民間非営利サービス生産者に格付けるのは違和感がある。ある程度、事業の実態を見て判断する必要があるのではないかと考えている。
- 新基準は SNA で採用されている基準であり、基本的には、準拠すべきものだと思うが、実態と全く合わない格付けをすることも不適切であると思う。結果として、JSNA の格付けと異なるのであれば、その理由を明確にして記録を残しておけばよいと考える。
- 基本的な判断基準としては 50%ルールを適用しているが、個別の事業、法人に当てはめて検討した結果、違う判断になった場合には、SNA 側でもそれを反映することは可能であり、検討させていただきたい。
- 原則論でいえば、JSNA の格付けと同じことが望ましいし、多くの事業・法人について、一定の統一性を持たせて格付けするためには基準が必要である。それが SNA で示されている基準であれば、なおのこと尊重する必要があると思う。しかし、基準は、一つの目安であって、絶対ではないと考えている。だからこそ、各府省庁にお手数をおかけして、実態に即した格付けの再検討をしていただいているところである。

JSNA と IO の格付け作業の違いは、この府省庁ごとの詳細な検討の有無ではないかと思う。JSNA については、時間的あるいは人的な制約もあり、格付けを行うに当たって、各府省庁の意見を十分に聞くことができず、やむを得ず一定の決め付けで行わざるを得ない部分もあるのではないかと思う。これに対して、IO は、10 府省庁の幹事会があり、それぞれ所管する機関が、個々の事業内容について時間を掛けて検証し、「実態を踏まえると、どのような格付けが適切なのか」を判断することができる。先ほどの内閣府の発言でも、特段の事情があれば、考慮が可能である向きも示されている。そうであるならば、IO の格付けを JSNA の格付けに合わせるという方向性だけでなく、JSNA の格付けを IO の格付けに合わせるという方向性があってもいいと思っている。その調整の結果として、格付けが合わないものがあれば、その理由を明確にしておけばよいと考えている。
- JSNA における格付けは、93SNA に準拠して行っているものであり、基本的なスタンスとしては、国際比較性を重視すべきではないかと考えている。

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第8回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成24年1月12日（木）16：15～17：50

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

**3 出席者**

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

（注）議題(2)については、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、事務局の5府省庁等で検討。

**4 議題**

- (1) 公的部門の格付けの見直し
- (2) 育成資産の推計

**5 議事概要**

(1) 公的部門の格付けの見直し

公的部門の格付け作業について、事務局から資料1-1から1-5に基づき中間報告が行われた。その概要は以下のとおり。

① 前回WG報告事項に対する質問・意見

前回WGにおいて事務局から報告した「公的格付けの基準判定に当たっての考え方（修正案）」、「公的部門格付け対応範囲（修正案）」及び「産業連関表における公的部門格付け作業表（中間報告（平成23年12月1日）」について、内閣府及び経済産業省から提出された質問・意見及びこれらに対する回答が、資料1-1別添に基づき事務局から説明された。

② 各府省からの質問・意見及びその後の個別協議等を踏まえた作業表等の中間報告

上記①の質問・意見及び前回WG以降各府省と事務局において個別に行った協議を踏まえた、現時点における作業表等の取りまとめ状況について、資料1-2、1-3及び1-4に基づき事務局から説明が行われた。

③ 新基準に基づく判定に当たって使用した財務データや根拠法令等の記録・保存

新基準に基づく判定に当たって使用した売上高、生産費用等の数値の根拠となる財務データや、政府の所有・支配の判定の根拠法令・考え方、SNAと異なる格付け結果となった理由等について、次々回表以降の格付け作業の参考資料及び対外的な説明資料として、統一的な様式により記録・保存を行うための様式案について、資料1-5に基づき事務局から説明が行われた。

資料1-5の様式案及びその他の事項について質問・意見がある場合は、1月20日（金）まで

に事務局へ連絡することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 内閣府からの2つ目の意見で、資料1-2の(3)イ) c) 及びロ) ②c) について、「一律の基準を設けない方が適切だと考える」とあるが、基準を設けなければ基準ではなくなってしまい、問題ではないか。

また、公的部門格付け対象範囲の明確化については、事務局の指摘のとおり、「対家計民間非営利サービス生産者(★)」については、格付表に含まれないものも実際に存在する。しかし、少なくとも「政府サービス生産者(★★)」は格付表で網羅されているはず。さらに、「ゆうちょ銀行」、「かんぽ生命保険」を格付け対象に加えるとのことだが、その場合、格付け対象外となっているNTTドコモなどNTTの子会社との整合性をどう説明するのか。

→ 基準を設けなくていいという趣旨ではなく、支配の対象となる法人の意思決定機関がどこなのかを把握した上で判断することが重要であり、それなしに一律の基準に当てはめて判定することは、SNAの本来の考え方から外れる危険性があるという趣旨の意見である。

→ 資料1-2の(3)イ) c) 及びロ) ②c) については、内閣府からの意見も踏まえて修正を行うこととしたい。また、公的部門格付け対象範囲については、「政府サービス生産者(★★)」に該当する活動については網羅されていることが明確になるような趣旨で、基本要綱又は資料1-2の記述を修正していきたい。さらに、「ゆうちょ銀行」、「かんぽ生命保険」とNTT子会社との関係については、中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人等に対象を限定する当初案の考え方を基本とし、これ以外に格付け対象に含める場合は、政府サービス生産者に含まれるものや、その他の特殊事情により格付け対象に含めるものなどに限定すべきと考えている。

- 資料1-5の様式案について、格付表では、同じ事業・法人で複数の勘定や活動がある場合は、それぞれ分けて格付けしているが、当該様式も勘定・活動毎に作成するのか。また、売上高や生産費用のデータは、現状、22年度のデータを使用しているが、いずれは23年のデータに更新するのか。

→ データ記録様式は、基本的に格付けを行った勘定・活動毎に作成することを想定しているが、社会保障基金などで格付けの根拠データ及び格付け結果が全て同じになるような場合は、何らかの配慮をしたい。また、売上高等のデータについては、基本的には、22年度のデータで格付けを行うことを想定しているが、売上高比率が過去数年50%を前後し、23年度のデータが格付け結果に影響する可能性のある事業・法人については、基本要綱作成までに23年度の財務データが入手できた場合に限り、更新することとしたい。

## (2) 育成資産の推計

育成資産の推計について、内閣府及び農林水産省から、それぞれ資料2-1及び資料2-2に基づき説明が行われた。

内閣府からは、SNAにおける育成資産の推計方法等の概要が説明され、平成17年基準から採用している実現在庫法(RIM: Realized inventory Method/実際の出荷量から過去の生産量・在庫量を逆算して推計する方法)を産業連関表においても使用した方が望ましいとの意見が示された。

一方、農林水産省からは、平成17年表における育林部門の推計方法、平成23年表への対応等について説明され、平成23年表では、平成17年表と同様、「森林資源の現況」（林野庁）や「国有林野事業統計書」（林野庁）等の一次統計から半製品仕掛品在庫純増として育林の国内生産額を推計することが適切ではないかとの意見が示された。

主な意見等は、次のとおり。

- この案件については、どの部門で扱うかという点については、従前と変わるものではなく、論点としては、農林水産省が従前に行っている一次統計から推計する方法と内閣府が行っているRIMによる推計方法とで、どちらが合理的かという点でよいか。
  - ひとまず、現行の推計方法が適切ではないかという意見を出しているが、今後、現行の推計方法とRIMの双方で推計して比較検討してみたいと考えている。また、現行の推計方法については、素材の取扱いなど検討を要する部分もあり、こういった点も含めて、さらに検討したいと考えている。
  - SNAにおけるこれまでの推計方法では、仕掛品在庫ストックは常に増加し続けることになるため、明らかに過大推計となってしまふ。そこで、RIMを採用することにした。RIMによる推計結果では、仕掛品在庫純増は0の近傍を推移する動きを示している。
- 在庫の増減は、基本的に当年のストックから前年のストックを差し引くことによって算出できると理解しているが、林野庁の資料では当年と前年のストックは分からないのか。また、SNAにおける推計方法では、育林の仕掛品在庫純増が0の近傍を推移するとのことだが、そうなるとう育林の生産額がかなり小さくなるので、投入構造が変化するなどの問題が発生するのではないか。
  - 当年のストックから前年のストックを差し引く方法による計算は行っていないので、その方法に問題がないか検討してみたいと考えている。
- 内閣府から、仕掛品在庫ストックが常に増加し続けることが問題で推計方法を見直したとの説明があったが、従来の推計方法の場合、ストックの額は基準改定の際に、過大推計と思われる分はリセットされているのか、それとも、基準改定にかかわらず、ひたすら右肩上がりになっているのか。仮に、基準改定の際にベンチマークの値が適正に推計されているとすれば、常に増加し続けるという推計上の問題は、SNAにおける年次推計の方法の問題であり、産業連関表の推計方法自体がただちに問題にはならないのではないかという印象を持った。

本件について、今後の検討の進め方は以下のとおりとなった。

- ① 本日の議論を踏まえ、まずは、農林水産省において、現行の推計方法とRIMによる試算を行い、そのメリデメを整理する資料の作成し、その資料ができたタイミングで、本WGにおいて引き続き議論を行う（2月又は3月メド）。
- ② 農林水産省が①の試算を行うに当たって、内閣府は必要なデータを提供する。
- ③ 育林については、部門分類等検討ワーキンググループの2月の議題とされているが、同ワーキンググループの議題とされているのは、専ら推計方法の再確認に伴うものであり、本WGと議論が重複する。したがって、部門分類等検討ワーキンググループでの取扱いについては、本WGでの議論の進捗を見て、必要に応じて対応する。

以上